

# 環境基本計画で期待される地方公共団体の取組 についてのアンケート調査結果

本調査は、平成 12 年 12 月に閣議決定された第二次環境基本計画の着実な実行を確保するための点検の一環として、地方公共団体の環境保全に関する取組の状況や進捗等の把握を目的に実施したものである。

平成 15 年度調査として環境基本計画に沿って調査項目の調整を行い、全地方公共団体 3,208 団体（47 都道府県、13 政令指定都市ならびに東京都 23 特別区、3,125 市町村）を対象に、平成 16 年 3 月 8 日から同 3 月 29 日にかけて郵送によるアンケートを行った。有効回答数は 2,101 団体であり、回答率は 65.5% であった。調査結果の概要は以下のとおりである。

なお、地方公共団体の取組調査としては初めて実施した平成 13 年度調査からの進捗状況も分析する。

## 1. 環境施策の主体としての総合的な取組について

- ・ 地方公共団体の条例・計画・数値目標の制定・策定は、全体的に「既に、実施中」が増えている。特に、都道府県と政令指定都市の取組は進んでいる。
- ・ 条例の制定については、『環境政策の基本を定める条例』が 3 割強、『環境影響評価に関する条例』は 1 割未満である。計画の策定では、『廃棄物削減・処理に関する計画』が 5 割を超え、『地球温暖化防止計画』や『環境に関する総合的な計画』が 3 割弱である。『自然環境・生物多様性に関する計画』は 1 割未満である。
- ・ 独自の数値目標の設定については、『廃棄物削減やリサイクル』が 3 割を超し、次いで『地球温暖化対策』が 3 割弱となった。
- ・ 『環境に関する総合的な計画』の策定では、約 8 割が国の基本計画を参考とした（している）。
- ・ 環境問題の中で「特に問題意識をもつもの」と「重点的に取組むもの」の相関は強く、いずれも廃棄物問題、水質汚濁、地球温暖化が多い。特に『不法投棄』が著しいが、『リサイクル・リユース』や『地球温暖化』も増えている。
- ・ 広域連携・協力の実施も全体に増加傾向にある。特に『廃棄物処理の検討』が約 6 割、次いで『流域を考慮した水環境保全』が約 4 割、『環境情報の共有』が約 3 割となっている。『都市と農山漁村の交流』は 2 割に達していない。
- ・ 地域づくりにおける環境保全の配慮については、基本構想や総合計画などの『各種計画における環境配慮』では都道府県や政令指定都市で 7 ~ 8 割が実施済みで、市区町村では約 2 割である。『環境情報の共有化』と『地域づくり環境配慮指針等の策定』は全体で 1 割未満である。
- ・ 都道府県による市区町村の支援・調整では、『環境情報の提供』が進み 9 割を超える。『環境マネジメントシステムの導入』や『人材派遣や研修などの人材育成』も 6 割以上で実施され、環境保全のための基盤整備が上位を占める。『総合的な環境計画の策定』や『各種の環境保全計画の策定』の支援も半数を超える。

(次頁へ続く)

## 2. 事業者に対する取組について

- 事業者の環境保全への取組促進のための施策内容は、全体的にみると廃棄物、水質汚濁、大気汚染などの直接的な環境負荷の削減が中心である。グリーン購入・調達や環境情報公開などの取組も進んでいる。
- 事業者への促進策の手法では「普及・啓発」が多く、内容は3R（リデュース、リユース、リサイクル）とともに『環境情報の住民への開示』や『環境配慮商品の購入・発注』などが多い。「支援・誘導策」と「規制的手法」は少ないものの、着実に増加している。
- 事業所との連携・協働は増えており、都道府県や政令指定都市では約9割が実施するものの、市区町村ではなお2割未満である。『環境保全に関する協定』についても増加傾向にあり、都道府県や政令指定都市の8割弱、市区町村の約5割が締結している。

## 3. 住民などに対する取組について

- 住民の環境保全への取組促進のための施策内容は、全体的にみると野外焼却の禁止、ゴミのポイ捨て禁止や3R、廃棄物対策、節水などの環境負荷の削減が中心であるが、エコマーク商品の購入や自然環境重視も少なくない。
- 住民への促進策の手法では「普及・啓発」が多く、内容は『野外焼却の禁止』、『アイドリングストップ』、『買い物袋の持参』、『節水』を中心とする。「支援・誘導」の取組は1割強だが、『合併浄化槽の設置』や『コンポスト設置』が多い。「規制的手法」は1割未満ながら取組が増えしており、特に『ゴミのポイ捨て禁止』が増えた。
- 住民や環境NPOとの連携・協働については、都道府県で約9割、政令指定都市では全団体が取り組んでいる。市区町村でも取組が進んでおり、住民との連携・協働が約6割、環境NPOとは2割強となった。
- 各主体の自主的取組の推進策の実施は必ずしも多くはないが、『学校と連携した環境教育』や『フリーマーケットの開催』などが中心である。『エコツーリズムの推進』はまだ少ない。

## 4. 情報提供・情報収集に関する取組について

- 環境情報の提供方法は、紙媒体である『広報誌やパンフレット』が7割強で最も多く、次いで『環境の日、環境月間』や『環境セミナー・展示会』のイベントが多い。3割強ながら『ホームページ』がIT化の進展を背景に大きく伸びており、さらに増加することが予想される。
- 環境情報の提供内容は、全体に取組団体が増える中で多彩かつ豊富になっている。『環境問題に対する政策』が首位を占めるが、続けて『暮らしの中の工夫や行動』、『環境問題の相談窓口』、『地域環境問題』、『自然とのふれあい』、『地球環境問題』などと多岐にわたる。商品の環境負荷あるいは環境NPOや企業活動に関する情報は少ない。
- 住民などの意見の取り入れについては、全体で半数に達していないが、都道府県や政令指定都市での取組は進んでおり、『パブリック・コメント』が最も多い。市区町村では『自治会・町内会』が最も多く、『パブリック・コメント』は少ない。

## 5. 国際的な取組について

- 環境保全に関する知見を活かした国際協力への取組はわずかであり、そのほとんどは都道府県や政令指定都市である。取組内容は『開発途上国からの研修員の受け入れ』や『環境保全に関する国際会議等への参加』が多い。

## 6. 事業者・消費者としての取組について

- 率先実行は積極的に取り組まれているが、“職員個人レベルのオフィスでできる環境行動”が多く、“組織として体制やシステムが必要な環境行動”は遅れている。現在検討中のものも多く、今後の増加が期待される。

## 1. アンケート調査の概要

### (1) 調査の目的

平成 15 年度の本調査は、平成 6 年に策定された環境基本計画を基に、平成 12 年 12 月に新たに閣議決定された「第二次環境基本計画」における行政に期待される役割について、全国の地方公共団体を対象として、その取組や進捗の状況を把握することを目的とする。これまで環境基本計画の進捗点検については、国民ならびに事業者団体、民間団体(NPO)を対象として実施してきたが、地方公共団体を対象とする調査は平成 13 年度に続き二回目となる。

今回の平成 15 年度調査の主たる調査項目は、平成 13 年度調査に引き続き以下の 6 つである。

環境施策の主体としての総合的な取組

事業者に対する取組

住民、NPO 等に対する取組

情報の提供・収集に関する取組

国際的な取組

事業者・消費者としての取組

### (2) 調査の時期と回収状況

全ての地方公共団体すなわち 3,208 団体(47 都道府県、12 政令指定都市および 23 東京都特別区、3,125 市町村団体)を対象として、平成 16 年 3 月 8 日から同 3 月 29 日にかけて調査票を郵送発送・郵送回収するアンケート形式により調査を実施した。

期間内に 2,101 団体から回答が寄せられ、有効回収率は 65.5%(前回の平成 13 年度調査 60.6%)である。なお、都道府県と政令指定都市からの回収率は 100.0% であった(図表 1-1 参照)。

図表 1 発送数と回収数

総数	全体	都道府県	政令指定都市	市区町村
発送数	3,208 団体	47 団体	13 団体	3,148 団体
有効回収数	2,101 団体	47 団体	13 団体	2,041 団体
有効回収率	65.5%	100.0%	100.0%	64.8%
回収構成比率	100.0%	2.2%	0.6%	97.1%

### (3) 調査の内容

環境施策の主体としての総合的な取組について

- 条例、計画、数値目標の制定・策定
- 国の環境基本計画の参考状況
- 環境基本計画策定後の点検
- 自然環境保全のための部署横断的な組織

- ・ 環境問題に対する問題意識と重点取組
- ・ 周辺自治体との広域連携・協力
- ・ 環境に配慮した地域づくり
- ・ 域内市区町村の支援、調整（都道府県のみ）

#### 事業者に対する取組について

- ・ 事業者の取組促進のための施策
- ・ 事業者との連携・協働
- ・ 環境保全に関する協定の締結

#### 住民や環境NPO等に対する取組について

- ・ 住民の取組促進のための施策
- ・ ごみの分別回収の状況(市区町村のみ)
- ・ 住民との連携・協働や支援・育成
- ・ 環境NPO等との連携・協働や支援・育成
- ・ 各主体の自主的な取組促進の方策
- ・ エコツーリズムの促進

#### 情報の提供・収集に関する取組について

- ・ 環境情報の提供方法
- ・ 環境情報の内容
- ・ 住民等からの意見収集の方法

#### 国際的な取組について

##### 事業者・消費者としての取組について

- ・ 環境配慮の率先行動ならびにその効果
- ・ 環境マネジメントシステムの導入と範囲ならびに活動内容

##### 基本属性（市区町村のみ）

- ・ 人口
- ・ 歳出額
- ・ 農業生産額
- ・ 工業出荷額
- ・ 小売業販売額
- ・ 乗用車保有台数

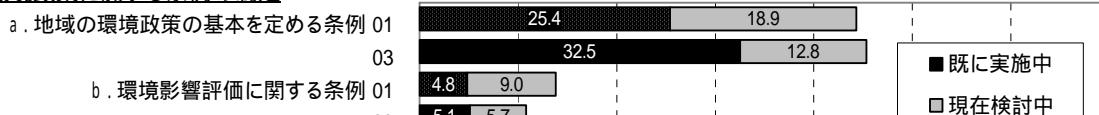
## 2. 環境施策の主体としての総合的な取組について

### (1) 地域における条例制定、計画策定、数値目標設定の状況

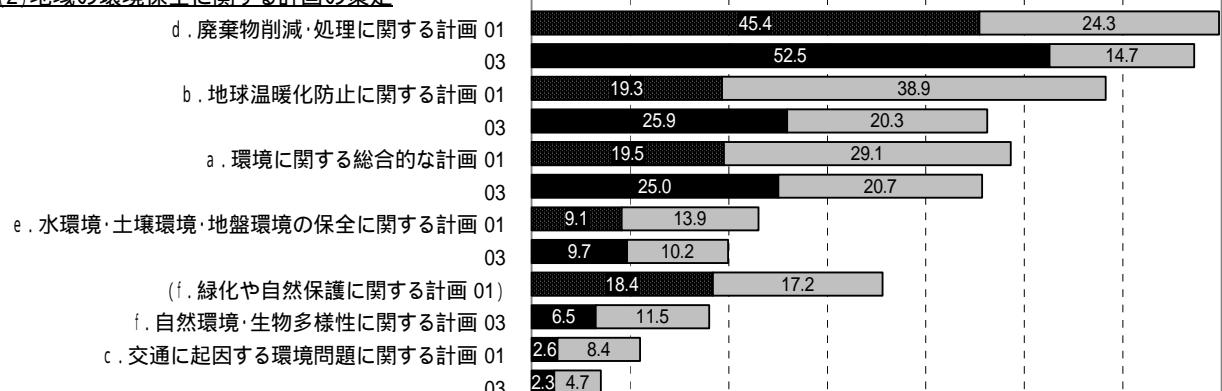
- 平成 15 年度の地方公共団体における条例・計画・数値目標の制定・策定は、全体的に平成 13 年度に比べ進んでいる。「既に実施中」が 5 ポイント以上増えたのは、『環境政策の基本を定める条例』『廃棄物削減・処理に関する計画』『地球温暖化防止に関する計画』『環境に関する総合的な計画』『廃棄物削減やリサイクル』『地球温暖化対策』である。特に『廃棄物削減・処理に関する計画』は過半数（52.5%）となった。
- 条例の制定について、『環境政策の基本を定める条例』（32.5%）は 3 割を超えるが、『環境影響評価に関する条例』はなお 5% にとどまっている。環境保全に関する計画の策定では、『廃棄物削減・処理に関する計画』（52.5%）が最も多く、次いで『地球温暖化防止に関する計画』（25.9%）『環境に関する総合的な計画』（25.0%）である。
- 独自の数値目標の設定（国の基準を超えるものを含む）については、計画策定と同様に、『廃棄物削減やリサイクル』（35.4%）や『地球温暖化対策』（24.5%）が多い。

図表 2 地方公共団体における条例制定、計画策定、数値目標設定の状況（全体）

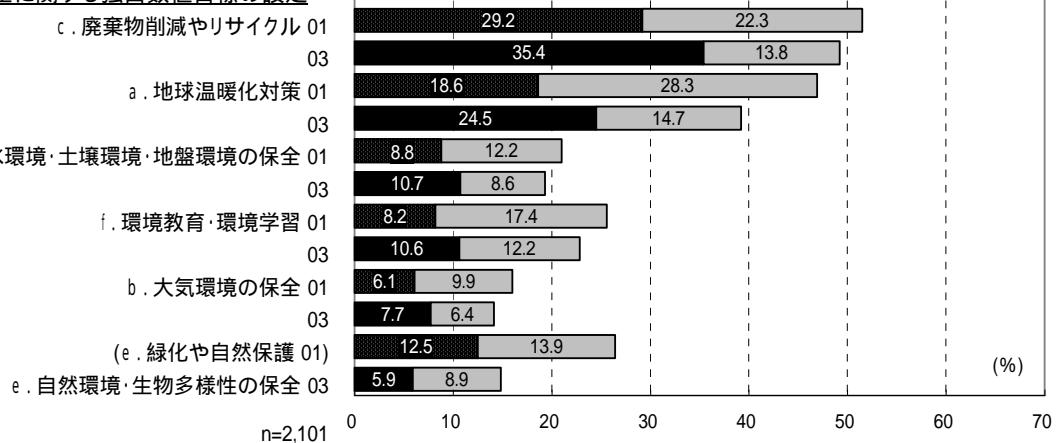
#### (1) 地域の環境政策に関する条例の制定



#### (2) 地域の環境保全に関する計画の策定



#### (3) 地域の環境保全に関する独自数値目標の設定



n=2,101

- ・ 基本属性別にみると、都道府県と政令指定都市の“実施率”(現在、実施中の比率)が非常に高い。特に、『環境影響評価に関する条例』『廃棄物削減・処理に関する計画』『環境に関する総合的な計画』では、いずれの都道府県、政令指定都市においても既に制定・策定されている。
- ・ 都道府県では独自の数値目標の設定を中心に平成13年度から実施率が上昇しているものが多い。市区町村では『廃棄物削減・処理に関する計画』(51.1%)の実施率が5割を超えた。
- ・ 団体数では市区町村が全体のほとんどを占めるため、以後、市区町村の傾向が全体傾向と変わらない場合は割愛する。

図表3 地域における条例制定、計画策定、数値目標設定の状況（基本属性別） (%)

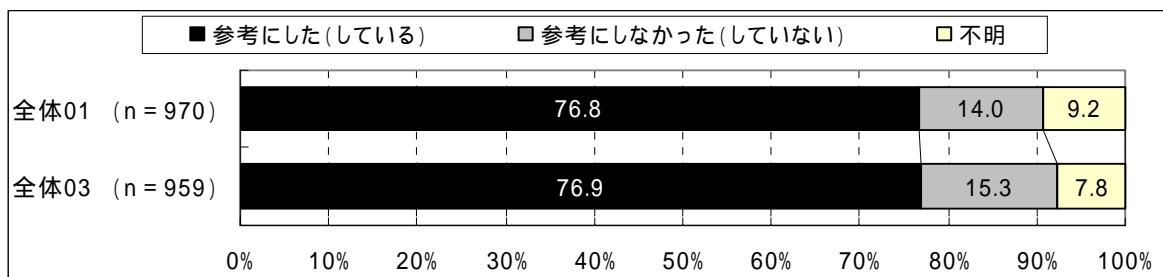
基本属性	都道府県 n = 47 47		政令指定都市 n = 12 13		市区町村 n = 1,938 2,041	
	実施中	検討中	実施中	検討中	実施中	検討中
<b>(環境政策に関する条例の制定)</b>						
a. 地域の環境政策の基本を定める条例	93.6 <u>95.7</u>	4.3 2.1	100.0 100.0	- -	23.3 <u>30.6</u>	19.4 13.1
b. 環境影響評価に関する条例	100.0 100.0	- -	100.0 100.0	- -	1.9 <u>2.3</u>	9.3 5.9
<b>(環境保全に関する計画の策定)</b>						
d. 廃棄物削減・処理に関する計画	85.1 <u>100.0</u>	14.9 -	100.0 100.0	- -	44.1 <u>51.1</u>	24.7 15.1
b. 地球温暖化防止に関する計画	83.0 <u>93.6</u>	12.8 6.4	83.3 <u>92.3</u>	16.7 7.7	17.4 <u>23.9</u>	39.6 20.7
a. 環境に関する総合的な計画	100.0 100.0	- -	100.0 100.0	- -	17.0 <u>22.8</u>	30.0 21.3
e. 水環境・土壤環境・地盤環境の保全に関する計画	66.0 66.0	6.4 6.4	66.7 61.5	8.3 7.7	7.4 <u>8.0</u>	14.1 10.3
f. 自然環境・生物多様性に関する計画	76.6 57.4	4.3 <u>19.1</u>	100.0 23.1	- 30.8	16.5 5.2	17.6 11.2
c. 交通に起因する環境問題に関する計画	34.0 <u>38.3</u>	19.1 4.3	75.0 69.2	- 23.1	1.4 1.1	8.2 4.6
<b>(独自の数値目標の設定)</b>						
c. 廃棄物削減やリサイクル	95.7 <u>97.9</u>	4.3 -	100.0 100.0	- -	27.2 <u>33.5</u>	22.9 14.2
a. 地球温暖化対策	89.4 <u>91.5</u>	8.5 8.5	75.0 69.2	25.0 23.1	16.6 <u>22.7</u>	28.8 14.7
d. 水環境・土壤環境・地盤環境の保全	76.6 <u>85.1</u>	2.1 2.1	75.0 <u>76.9</u>	16.7 7.7	6.8 <u>8.5</u>	12.4 8.7
f. 環境教育・環境学習	57.4 <u>59.6</u>	6.4 <u>10.6</u>	33.3 <u>38.5</u>	8.3 <u>30.8</u>	6.9 9.3	17.7 12.1
b. 大気環境の保全	61.7 <u>70.2</u>	6.4 2.1	83.3 69.2	- 15.4	4.2 <u>5.8</u>	10.1 6.4
e. 自然環境・生物多様性の保全	85.1 70.2	2.1 6.4	91.7 38.5	- 23.1	10.2 4.2	14.3 8.9

(注) 平成13年度は「緑化や自然保護」であり、単純比較できない。上段平成13年度、下段平成15年度を示し、下線は平成15年度の上昇を示す。網掛けは50%以上を示す。

## (2)環境基本計画の策定にかかる状況

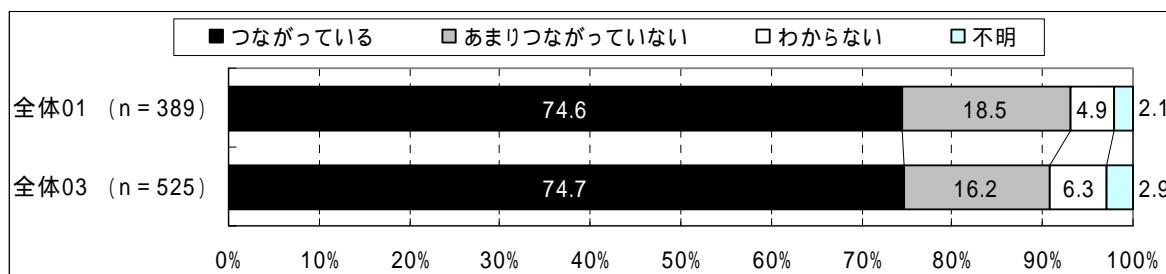
- 『環境に関する総合的な計画』を策定済みもしくは現在検討中の 959 団体では、8割弱(76.9%)が「国の環境基本計画を参考にした(している)」が、平成 13 年度と変わらない。
- 『環境に関する総合的な計画』を既に策定した 525 団体の 7 割以上(74.7%)が、計画策定は具体的な環境施策の展開につながったと認識している。これも大きな変化はない。

図表 4 環境計画の策定に際しての国の環境基本計画の参考状況(全体)



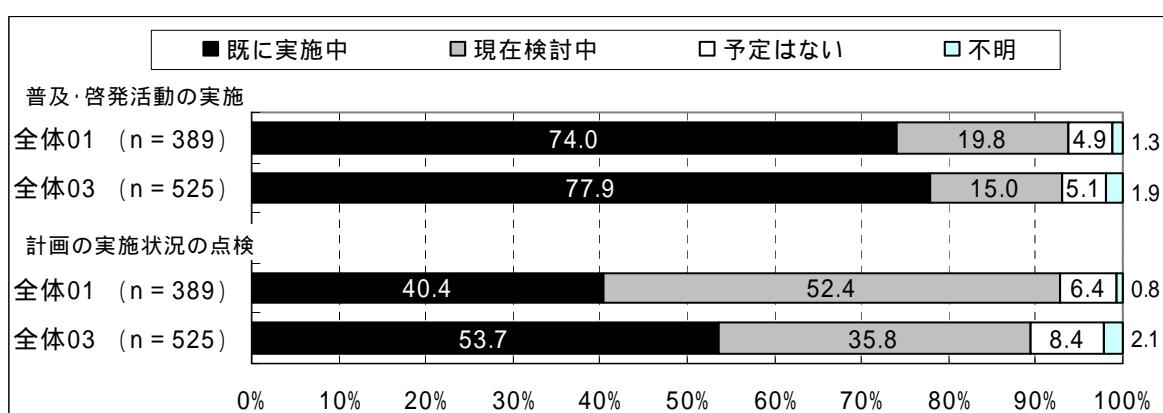
(注)図表中の「01」と「03」はそれぞれ「平成 13 年度」「平成 15 年度」を意味する(以下同じ)。

図表 5 環境計画の策定による具体的な施策への展開(全体)



- 『環境基本計画の普及・啓発』には積極的で、「既に実施中」は平成 13 年度の 74.0%から 77.9%へと約 4 ポイント増え、『計画策定後の実施状況の点検』については 40.4%から 53.7%へと約 13 ポイント增加了。

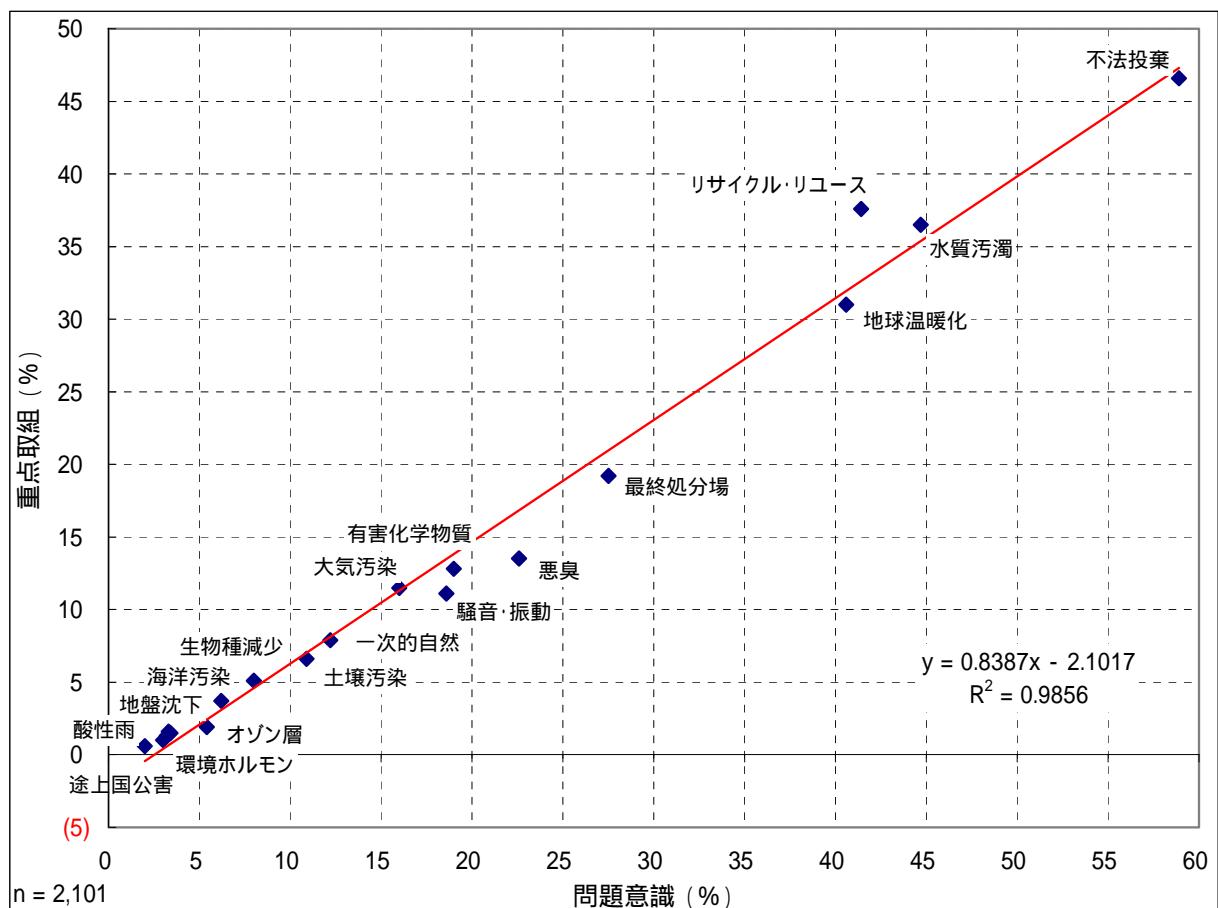
図表 6 環境計画の事業者や住民への普及・啓発ならびに実施状況の点検(全体)



### (3) 環境問題に関する問題意識と重点取組

- 環境問題の中で「問題意識」と「重点取組」は、全体的には廃棄物関連問題、水質汚濁、地球温暖化の問題が多い。特に『不法投棄』(問題意識 58.9%、重点取組 46.6%) の割合は、平成 13 年度と同様に最も高い。
- 平成 13 年度からの変化をみると、問題意識と重点取組のいずれにおいても『不法投棄』が減る半面、再資源化問題や京都議定書発効の可能性などを背景に『リサイクル・リユース』や『地球温暖化』が増えている。

図表 7 環境問題に関する問題意識と重点的取組の順位 (全体 : 五肢選択)



図表 8 環境問題に関する「問題意識」と「重点取組」の変化 (全体 : 五肢選択) (%)

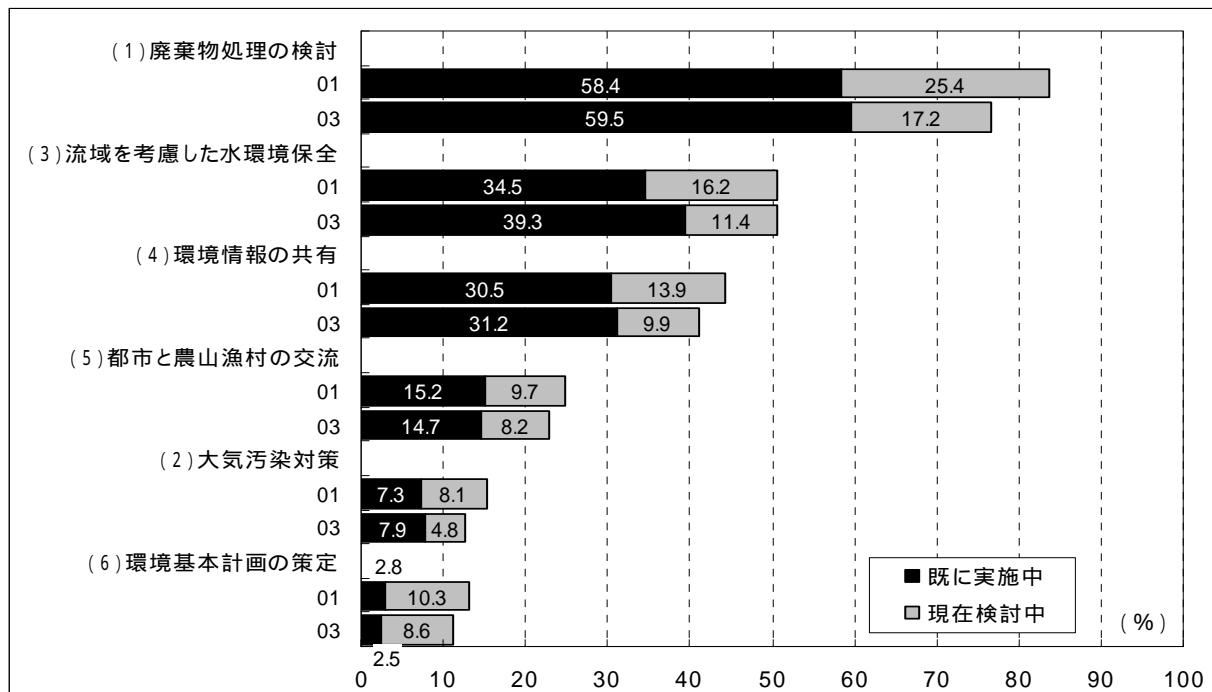
環境問題	問題意識			重点取組		
	平成 13 年度	平成 15 年度	増減	平成 13 年度	平成 15 年度	増減
不法投棄	67.3	58.9	-8.4	56.6	46.6	-10.0
水質汚濁	44.1	44.7	+ 0.6	40.7	36.5	-4.2
リサイクル・リユース	26.4	41.4	+ 15.0	25.4	37.6	+ 12.2
地球温暖化	33.1	40.6	+ 7.5	24.3	31.0	+ 6.7
最終処分場	29.8	27.5	-2.3	23.2	19.2	-4.0
悪臭	14.3	22.6	+ 8.3	10.2	13.5	+ 3.3
有害化学物質	26.5	19.0	-7.5	18.3	12.8	-5.5
騒音・振動	11.4	18.6	+ 7.2	8.7	11.1	+ 2.4

(注) 網掛けは 40% 以上を示す。「増減」は平成 13 年度から平成 15 年度への変化ポイントである。

#### (4)環境保全施策にかかる広域連携の実施状況

- 環境施策の広域連携で最も進んでいるのは『廃棄物処理の検討』(実施中 59.5%)で、次いで『流域を考慮した水環境保全』(同 39.3%)、『環境情報の共有』(同 31.2%)であり、いずれも增加傾向にある。『都市と農山漁村の交流』(同 14.7%)については変化がみられない。
- 都道府県や政令指定都市の広域連携は『流域を考慮した水環境保全』や『環境情報の共有』が中心であるが、政令指定都市では『大気汚染対策』が倍増した。市区町村の広域連携では『廃棄物処理の検討』のウエイトが高い。

図表9 環境保全施策にかかる広域連携の状況（全体）



図表10 環境保全施策にかかる広域連携の実施状況（基本属性別）

(単位: %)

基本属性	都道府県 n = 47 47		政令指定都市 n = 12 13		市区町村 n = 1,938 2,041	
	実施中	検討中	実施中	検討中	実施中	検討中
(1) 廃棄物処理の検討	53.2 <u>59.6</u>	21.3 12.8	50.0 <u>69.2</u>	25.0 0.0	58.6 <u>59.4</u>	25.5 17.4
(3) 流域を考慮した水環境保全	76.6 <u>74.5</u>	8.5 8.5	75.0 <u>84.6</u>	25.0 7.7	33.2 <u>38.2</u>	16.4 11.5
(4) 環境情報の共有	68.1 <u>68.1</u>	12.8 10.6	66.7 <u>84.6</u>	33.3 0.0	29.4 <u>30.0</u>	13.8 10.0
(5) 都市と農山漁村の交流	68.1 <u>57.4</u>	2.1 <u>10.6</u>	25.0 23.1	25.0 15.4	13.9 13.7	9.8 8.1
(2) 大気汚染対策	51.1 <u>57.4</u>	14.9 0.0	41.7 <u>84.6</u>	33.3 0.0	6.0 <u>6.2</u>	7.8 4.9
(6) 環境基本計画の策定	8.5 6.4	4.3 2.1	0.0 7.7	0.0 0.0	2.6 2.4	10.4 8.8

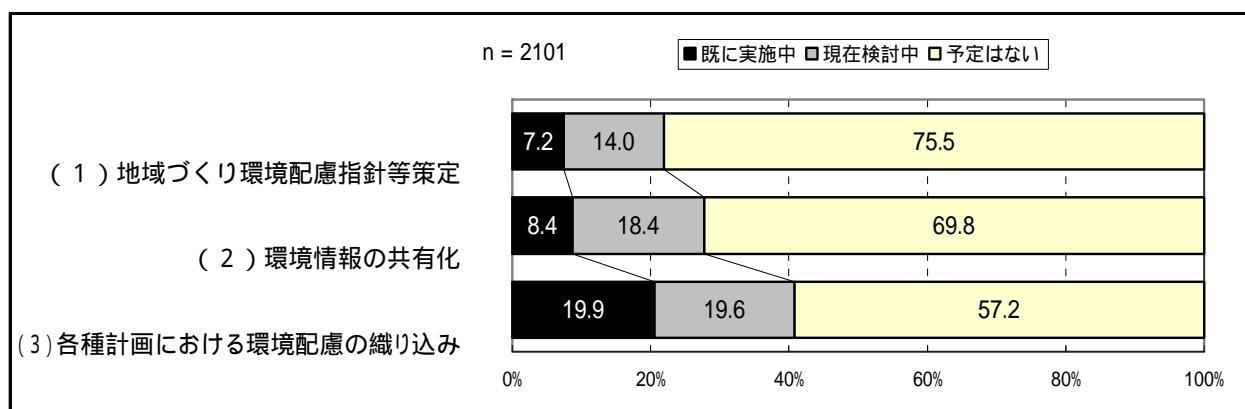
(注)上段平成13年度、下段平成15年度。下線は平成13年度からの上昇を示す。

網掛けは平成15年度の50%以上を示す。

## (5)地域づくりにおける環境保全施策の実施状況

- 地域づくりにおける環境保全施策の中で最も進んでいるのは『各種計画における環境配慮の織り込み』であり、「既に実施中(19.9%)」と「現在検討中(19.6%)」を合せると約4割(39.5%)を占める。次いで『環境情報の共有化』(実施中8.4%)と『地域づくり環境配慮指針等策定』(7.2%)であるが、現状では取組が少ない。
- 都道府県と政令指定都市では『各種計画における環境配慮の織り込み』や『環境情報の共有化』の取組が5~8割と多く、『地域づくり環境配慮指針等策定』も4割弱である。市区町村では『各種計画における環境配慮の織り込み』が2割弱であるが、『環境情報の共有化』や『地域づくり環境配慮指針等策定』は1割未満である。

図表 11 地域づくりにおける環境配慮の施策（全体）



(注)環境基本計画第3部第1章第10節「地域づくりにおける取組の推進」の「3 重点的取組事項」の概要

- (1)地域づくり環境配慮指針等策定：地域固有の事情に即した「地域づくり環境配慮指針」(地域づくりにおける環境配慮の基準)等の策定に向けた取組
- (2)環境情報の共有化：地域の環境情報の結節点としての役割を果たす環境情報の共有化に向けた取組(環境情報の収集・提供等)
- (3)各種計画における環境配慮の織り込み：基本構想や総合計画をはじめとする地域づくりに関する各種計画における環境配慮の織り込み

図表 12 地域づくりにおける環境配慮の施策（基本属性別）

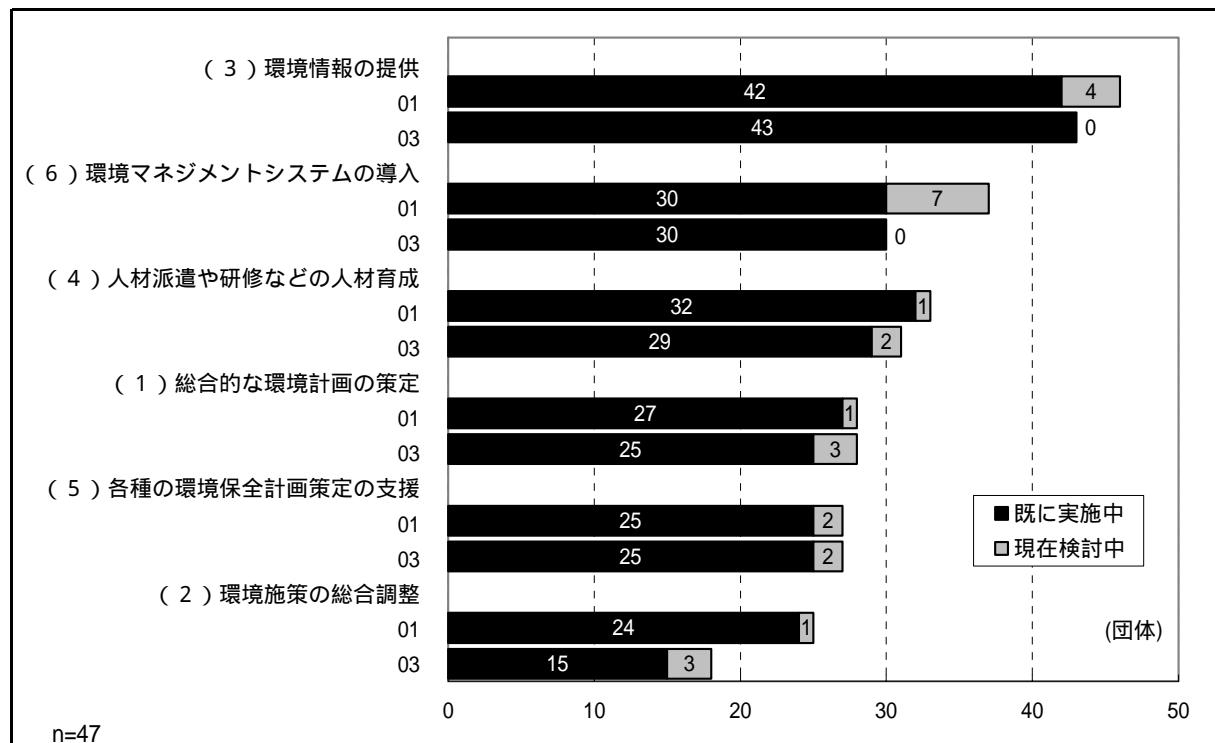
基 本 属性	都道府県 n = 47		政令指定都市 n = 13		市 区 町 村 n = 2,041	
	実施中	検討中	実施中	検討中	実施中	検討中
(1)地域づくり環境配慮指針等策定	36.2	21.3	38.5	30.8	6.4	13.8
(2)環境情報の共有化	80.9	14.9	46.2	30.8	6.5	18.4
(3)各種計画における環境配慮の織り込み	70.2	21.3	76.9	7.7	18.4	19.6

(注)網掛けは40%以上を示す。

#### (6)環境施策における域内市区町村の取組支援・調整（都道府県のみ）

- 都道府県が環境施策において域内の市区町村を支援・調整する取組では、『環境情報の提供』（実施中 43 団体）が最も多い。続いて『環境マネジメントシステムの導入』（同 30 団体）、『人材派遣や研修などの人材育成』（同 29 団体）となっており、環境保全のための基盤整備に取り組んでいる様子がうかがえる。
- 計画策定にかかる広域支援・調整はやや少なく、平成 13 年度からは大きな変化はみられない。『総合的な環境計画の策定』（実施中 25 団体）や『各種の環境保全計画策定の支援』（同 25 団体）は半数を超すが、『環境施策の総合調整』（同 15 団体）は減少した。
- 域内の市区町村への支援・調整で「既に実施中」が大きく減ったのは、『環境施策の総合調整』（実施中 24　15 団体）であるが、これは市町村合併に伴う域内利害関係の減少や合併に伴う調整業務の増加などが要因として考えられる。

図表 13 環境施策における域内市区町村の取組支援・調整（都道府県のみ）



### 3. 事業者に対する取組について

#### (1) 事業者の環境保全への取組促進のための実施施策

- 事業者の環境保全への取組促進のための施策について、取組の進んでいる領域は全体的にみると、廃棄物、水質汚濁、大気汚染などの直接的な環境負荷の削減が中心であるが、グリーン購入・調達や環境情報公開などもある。全体には平成13年度から大きな変化はみられない。
- 手法別にみると、最も多いのは「普及・啓発」(平均実施率30.8%)である。これに対して「支援・誘導」(同4.9%)と「規制的手法」(同3.6%)は少ないが、着実な増加がみられる。
- 「規制的手法」では、「水質汚濁の防止」(実施率15.4%)と「大気汚染の防止」(同9.9%)が多いが、廃棄物の3Rでやや増えている。「支援・誘導」では「廃棄物のリサイクル」(同12.4%)と「水質汚濁の防止」(同10.4%)が多い。
- 「普及・啓発」については、「廃棄物のリサイクル」(実施率56.6%)、「廃棄物のリデュース」(同56.5%)、「廃棄物のリユース」(同55.7%)の廃棄物3Rが積極的である。また「環境情報の住民への開示」(同38.8%)や「環境配慮商品の購入・発注」(同36.4%)などが多い。

図表14 事業者の環境保全への取組促進のための手法別施策の実施状況（全体）

取組項目	規制的手法	支援・誘導	普及・啓発	(%)
(1)省エネ設備や省エネ建築の導入	0.3 0.7	3.2 4.4	20.6 25.6	
(2)自然・未利用エネルギーの利用	0.3 0.4	3.7 5.3	17.0 21.4	
(3)フロンガスの回収	2.0 1.8	4.3 1.9	33.3 31.7	
(4)大気汚染の防止	11.0 9.9	4.0 4.2	32.7 32.4	
(5)低公害車の導入	0.2 0.8	3.9 5.9	26.4 28.0	
(6)ディーゼル車の利用抑制	0.3 0.7	0.8 3.2	13.1 15.6	
(7)モーダルシフト・物流の効率化	0.1 0.0	0.5 0.9	7.9 8.3	
(8)水質汚濁の防止	15.4 15.4	11.4 10.4	46.0 40.7	
(9)廃棄物の発生抑制(リデュース)	3.6 6.1	5.8 6.2	57.8 56.5	
(10)廃棄物の再利用(リユース)	2.4 4.4	5.2 4.8	56.8 55.7	
(11)廃棄物の再生利用(リサイクル)	3.9 6.7	12.7 12.4	58.3 56.6	
(12)有害化学物質の利用抑制	2.8 2.7	0.6 1.0	20.3 21.1	
(13)工場等の敷地や屋上の緑化	4.2 5.2	3.0 3.5	15.1 13.9	
(14)環境保全型農業の促進	0.3 1.0	9.0 9.8	27.1 25.2	
(15)環境配慮物品・サービスの購入・発注	0.8 1.6	2.4 2.0	39.6 36.4	
(16)事業者による環境情報の住民への開示	1.3 2.3	1.4 1.0	44.4 38.8	
(17)ISO14001やエコアクション21等の導入促進	1.0	5.6	15.1	
n = 2,101 手法別平均実施率	3.1 3.6	4.5 4.9	32.3 30.8	

(注) 平成13年度 平成15年度。(17)は15年度の追加項目である。網掛けは手法別実施率以上を示す。

規制的手法：条例、規則、要綱等で、地域独自(国の施策に上乗せするものを含む)の規制や課税・課徴金等を実施している場合。

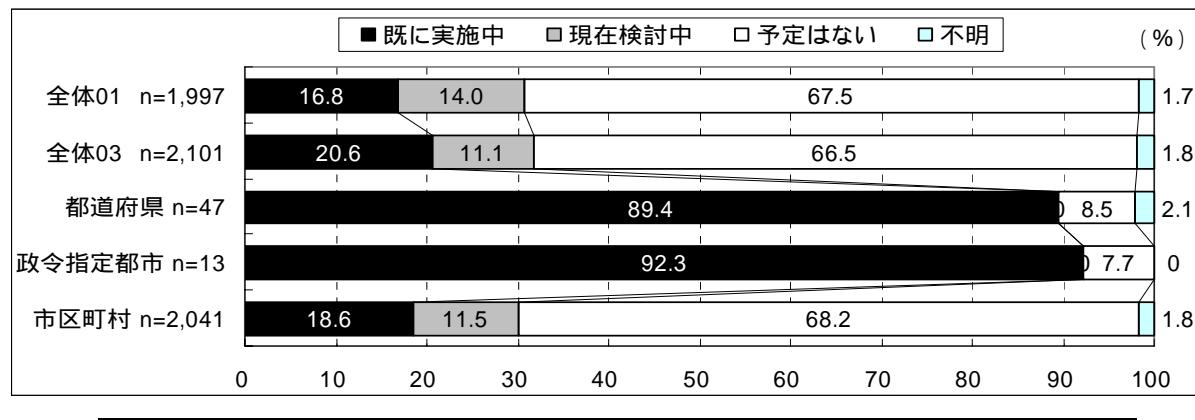
支援・誘導：補助金、助成金、融資・利子補給等で、地域独自(国の施策に上乗せするものを含む)の支援・誘導策を実施している場合。

普及・啓発：パンフレットや冊子の配布、イベントの開催、講習会等で、普及啓発活動を実施している場合。

## (2)工場・事業所などとの環境保全活動についての連携・協働

- 工場や事業所などとの連携・協働（環境フェア、技術・研究開発、リサイクル事業など）については、都道府県や政令指定都市では「既に実施中」が9割（それぞれ89.4%、92.3%）を占めるが、政令指定都市は9ポイント増で、市区町村では約4ポイント増加したため、全体も増加し20.6%となった。

図表15 工場・事業所などとの環境保全活動についての連携・協働状況

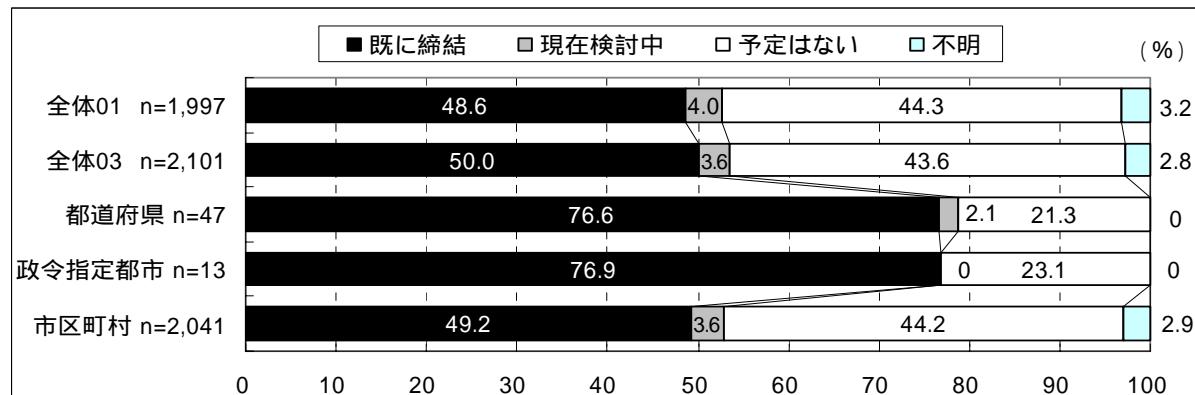


(既に実施中の比較)	平成13年度	平成15年度	増減ポイント
都道府県(n=47)	89.4%	89.4%	±0.0 ポイント
政令指定都市(n=13)	83.3%	92.3%	+9.0 ポイント
市区町村(n=2,041)	14.7%	18.6%	+3.9 ポイント

## (3)工場・事業所などとの「環境保全に関する協定」の締結

- 工場や事業所などとの「環境保全に関する協定」（公害防止協定や環境保全協定など）を既に締結しているのは、全体では微増して5割（50.0%）となった。
- 都道府県や政令指定都市（1団体減）では8割弱（それぞれ76.6%、76.9%）、市区町村でも微増し約5割（49.2%）が既に環境保全に関する協定を締結している。

図表16 工場・事業所などとの「環境保全に関する協定」の締結状況



(既に実施中の比較)	平成13年度	平成15年度	増減ポイント
都道府県(n=47)	72.3%	76.6%	+4.3 ポイント
政令指定都市(n=13)	83.3%	76.9%	-6.4 ポイント
市区町村(n=2,041)	47.8%	49.2%	+1.4 ポイント

(4)「環境保全に関する協定」を導入した理由や効果について

- 「環境保全に関する協定」を導入した主たる理由は、平成13年度調査と概ね変わらず、『地域や事業に応じた適切な対策』(66.6%)や『予測される公害を事前にチェック』(50.3%)などの柔軟性や個別性である。『事業者と情報交換が可能』(40.6%)などの相互理解性も認識されている。

図表17 「環境保全に関する協定」を導入した理由

導入理由	全体 n = 971 1,051	都道府県 n = 34 36	政令都市 n = 10 10	市区町村 n = 927 1,005	(%)
地域や事業に応じた適切な対策を行うことができる	67.4 66.6	91.2 88.9	80.0 80.0	66.3 65.7	
予測される公害を事前にチェックすることができる	50.5 50.3	50.0 38.9	40.0 30.0	50.6 50.9	
策定過程を通じて事業者と情報交換が可能である	37.1 40.6	32.4 36.1	20.0 10.0	37.4 41.1	
条例や要綱に比べて住民の意見を反映しやすい	27.7 29.8	20.6 19.4	20.0 30.0	28.0 30.1	
協定締結までに時間がかかるない	12.3 10.5	8.8 13.9	0.0 20.0	12.5 10.2	
条例や要綱で規制することが法令上困難である	12.0 9.4	20.7 2.8	30.0 20.0	11.5 9.6	
議会の反対など条例や要綱の制定が困難であった	0.1 0.5	0.0 0.0	0.0 10.0	0.1 0.4	

(注)数値の上段は平成13年度、下段は平成15年度を示す。

網掛けは基本属性のそれぞれ上位3項目を示し、下線は平成13年度からの上昇を示す。

- 「環境保全に関する協定」の環境問題解決に対する有効性についても、平成13年度調査と概ね変わらず、『効果的な手法である』(35.8%)との評価も少なくないが、『内容によっては効果的となる』(46.7%)が多い。

図表18 「環境保全に関する協定」の環境問題解決に対する有効性

有効性	全体 n = 971 1,051	都道府県 n = 34 36	政令都市 n = 10 10	市区町村 n = 927 1,005	(%)
効果的な手法である	34.8 35.8	55.9 77.8	50.0 20.0	33.9 34.4	
内容によっては効果的となる	47.8 46.7	44.1 16.7	30.0 70.0	48.1 47.6	
効果は限定的である	10.2 10.7	0.0 0.0	10.0 10.0	10.6 11.0	
わからない	5.7 5.1	0.0 0.0	10.0 0.0	5.8 5.4	

(注)数値の上段は平成13年度、下段は平成15年度を示す。いずれも「無回答」を除くため、合計は必ずしも100.0%にはならない。

網掛けは基本属性のそれぞれ首位項目を示し、下線は平成13年度からの上昇を示す。

- 「環境保全に関する協定」を効果的にするための必要要件についても、平成13年度調査とほぼ変わらず、『地方公共団体や住民の立入調査』(71.5%)や『具体的な数値目標の設定』(64.4%)が多く、次いで『操業停止などの違反時の制裁措置』(37.9%)や『環境データの開示義務』(37.3%)などが指摘されている。

図表19 「環境保全に関する協定」を効果的にするための必要要件

必 要 件	全 体 n = 802 867	都道府県 n = 34 34	政令都市 n = 8 9	市 区 町 村 n = 760 824
地方公共団体や住民の立入調査	71.3 <u>71.5</u>	67.6 <u>76.5</u>	50.0 44.4	71.7 71.6
具体的な数値目標の設定	64.8 64.4	88.2 <u>97.1</u>	100.0 77.8	63.4 62.9
操業停止などの違反時の制裁措置	43.8 37.9	38.2 <u>52.9</u>	37.5 33.3	44.1 37.4
環境データの開示義務	36.0 37.3	38.2 <u>55.9</u>	25.0 22.2	36.1 36.7
当事者や立会人としての住民参加	34.8 <u>36.6</u>	14.7 <u>23.5</u>	25.0 0.0	35.8 <u>37.5</u>
協定の点検・見直し手続き	33.3 33.7	47.1 <u>52.9</u>	25.0 <u>55.6</u>	32.8 32.6
計画書の提出義務	31.9 31.9	50.0 44.1	50.0 22.2	30.9 31.6
協定内容の公開	29.3 28.3	47.1 <u>50.0</u>	50.0 44.4	28.3 27.2

(注)数値の上段は平成13年度、下段は平成15年度を示す。

網掛けは基本属性のそれぞれ上位3項目を示し、下線は平成13年度からの上昇を示す。

## 4. 住民などに対する取組について

### (1) 住民の環境保全への取組促進のための実施施策

- ・ 住民の環境保全への取組促進のために行っている施策の23項目について、取組の進んでいる施策領域は、全体的にみると廃棄物対策やグリーン購入などの環境負荷の削減が中心であるが、自然環境重視や直接的な汚染防止も少なくない。
- ・ 手法別にみると平成13年度と変わらず、最も多く採用されているのは「普及・啓発」(平均実施率43.6 46.2%)である。これに対して「支援・誘導」(同12.3 11.0%)と「規制的手法」(同4.0 4.6%)の平均実施率は必ずしも高くない。
- ・ 「規制的手法」では、『ごみのポイ捨て禁止』(実施率29.5 34.9%)や『野外焼却の禁止』(同14.3 16.9%)『合併処理浄化槽の設置』(同10.4 15.5%)が主であり、「支援・誘導」でも『コンポストの購入』(同70.9 68.7%)『合併処理浄化槽の設置』(同66.2 65.5%)の割合が高い。
- ・ 「普及・啓発」については、『野外焼却の禁止』(実施率77.5 78.5%)を筆頭に、『リユース活動』(同60.7 70.0%)『リデュース活動』(同68.9%)『リサイクル活動』(同65.8 66.9%)『簡易包装・買物袋持参』(同60.4 66.9%)さらに『ごみのポイ捨て禁止』(同64.7 64.7%)『節水の促進』(同63.1%)などに積極的に取り組んでいる。

図表20 住民の環境保全への取組促進のための実施施策（全体）

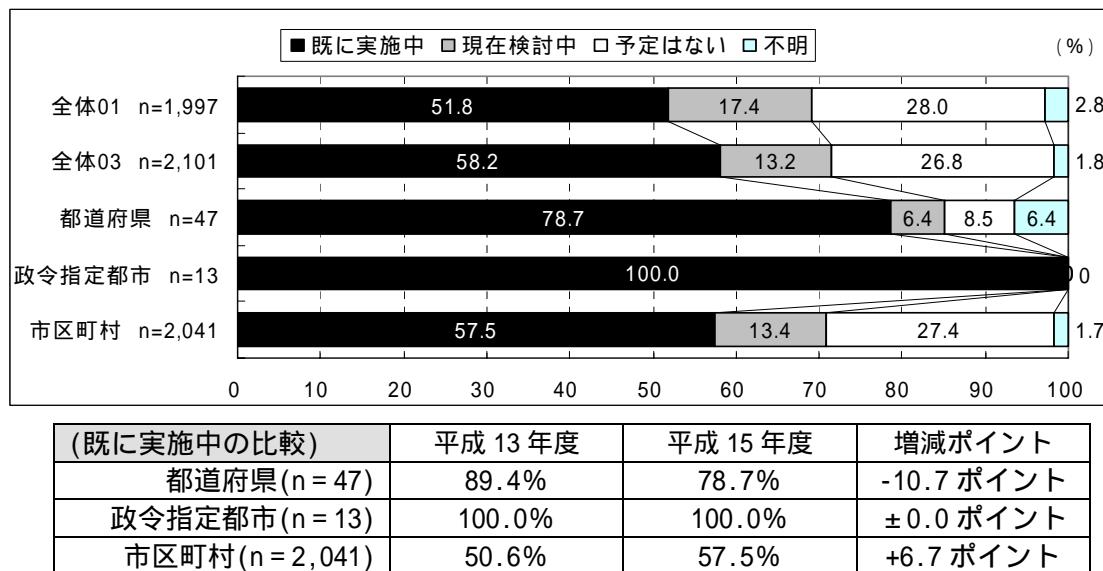
取組項目	規制的手法		支援・誘導		普及・啓発		(%)
(1) ゴミのポイ捨てを禁止	29.5	34.9	0.5	3.4	64.7	64.7	
(2) 観光・余暇活動の際の自然破壊の防止	7.4	2.4	7.5	1.3	56.0	36.6	
(3) 余暇における自然とのふれあい	0.4	0.2	7.9	3.0	50.3	33.7	
(4) リデュース活動	3.7		6.9		68.9		
(5) リユース活動	0.6	2.8	5.8	6.3	60.7	70.0	
(6) リサイクル活動	3.0	5.7	28.6	29.4	65.8	66.9	
(7) リサイクル商品の購入	0.5	0.5	3.1	2.9	46.5	51.4	
(8) エコマーク商品の購入	0.3	0.3	1.7	0.9	57.0	57.4	
(9) 省エネ型家電の購入	0.2	0.1	0.5	0.6	35.7	41.2	
(10) 環境配慮型商品の購入	0.4		1.2		44.9		
(11) 簡易包装・買い物袋の持参	0.5	0.3	9.7	8.1	60.4	66.9	
(12) 節水の促進	0.3		1.5		63.1		
(13) 洗剤使用の適正化	0.7	0.7	2.5	1.0	42.5	43.6	
(14) コンポストの購入	7.3	10.6	70.9	68.7	17.8	19.9	
(15) 野外焼却の禁止	14.3	16.9	3.2	3.7	77.5	78.5	
(16) 合併処理浄化槽の個人設置	10.4	15.5	66.2	65.5	18.9	21.4	
(17) 地域や住宅の緑化・美化活動	2.8	5.0	18.1	23.2	37.7	45.1	
(18) 太陽熱温水器・太陽光発電システムの設置	0.2	1.1	7.5	12.4	19.9	23.7	
(19) 住宅の高気密化・高断熱化	0.0	0.1	0.4	0.8	13.4	14.1	
(20) 公共交通機関の利用	0.2	0.2	3.9	5.3	37.2	36.9	
(21) アイドリングの禁止	2.2	2.7	0.8	0.6	57.0	57.4	
(22) 低公害車の導入	0.1	0.7	2.8	4.0	32.1	34.9	
(23) 環境NPOへの活動参加	0.0	0.2	3.6	3.0	20.2	20.5	
n = 2,101	手法別平均実施率		4.0	4.6	12.3	11.0	43.6 46.2

(注)平成13年度 平成15年度。網掛けは手法別平均実施率以上を示す。 新規項目

## (2) 住民や民間団体と環境保全活動の連携・協働

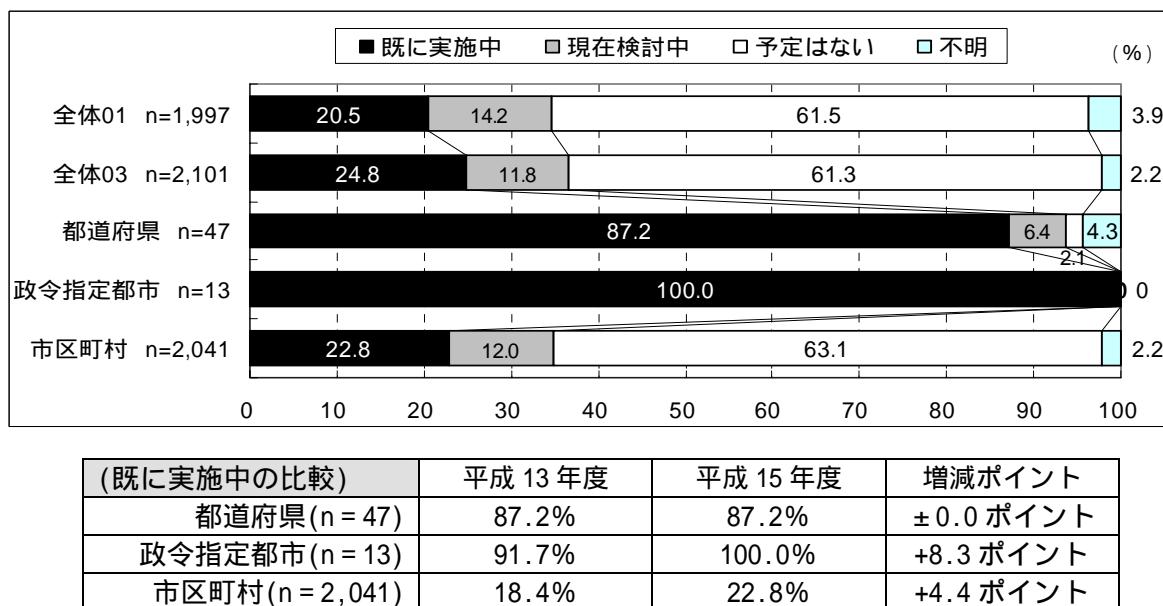
- 住民との連携・協働については、平成13年度(51.8%)より取り組みが進んでおり全体で58.2%が実施している。都道府県では5団体減り「既に実施中」(78.7%)が約8割であり、政令指定都市ではすべての市が取り組んでいる。市区町村においては、「既に実施中」(57.5%)が増え約6割で、「現在検討中」(13.4%)を加えると約7割(70.9%)となる。

図表21 住民との連携・協働の実施状況(全体+基本属性)



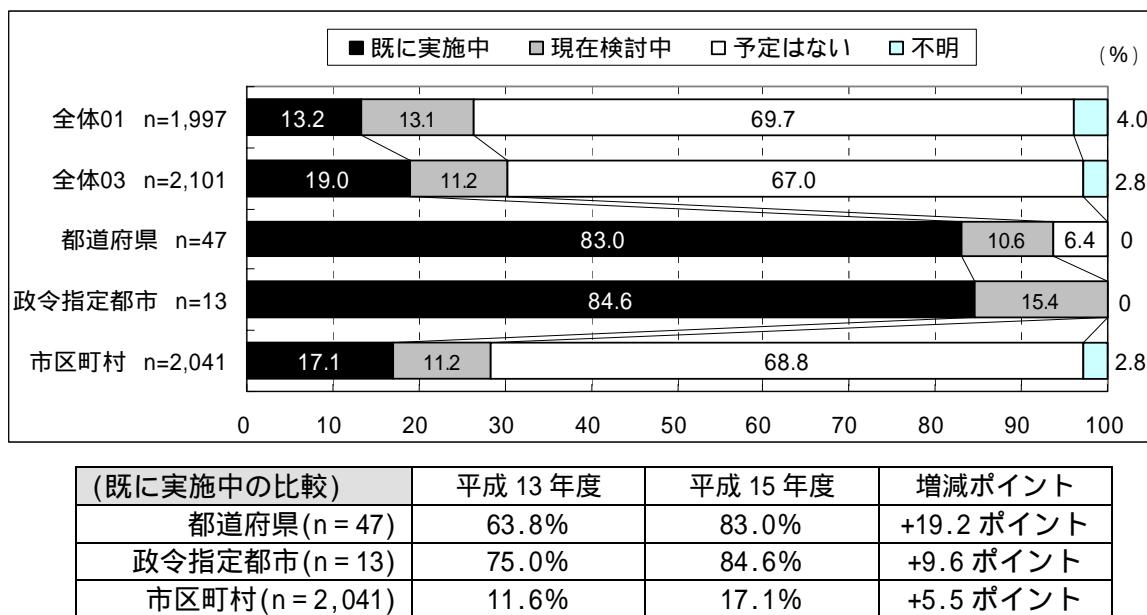
- 環境NPO等との連携・協働については、全体で平成13年度(20.5%)から進んでおり24.8%となった。都道府県と政令指定都市(1団体増)では「既に実施中」(それぞれ87.2%、100.0%)が約9割を超え、取組はかなり進んでいる。市区町村においても「既に実施中」(18.4~22.8%)は増えて2割を超え、「現在検討中」(12.0%)を加えると3割以上(34.8%)となる。

図表22 環境NPO等との連携・協働の実施状況(全体+基本属性)



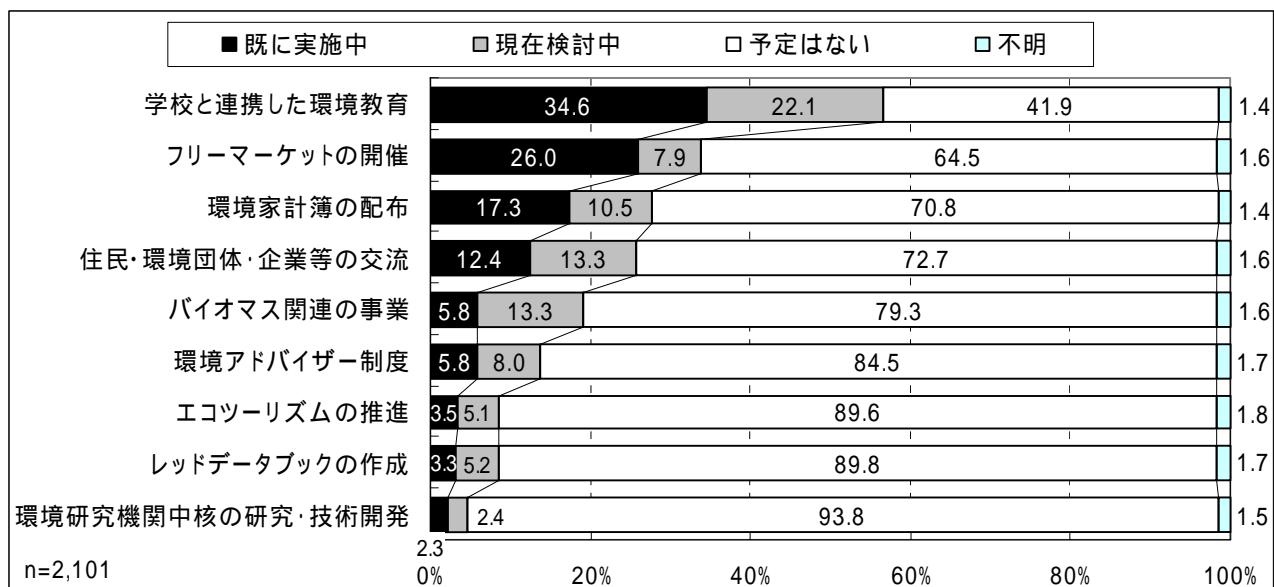
- 環境NPO等の支援・育成について、全体で取組が進み平成13年度(13.2%)から約6ポイント上昇し19.0%となった。都道府県(9団体増)と政令指定都市(1団体増)では「既に実施中」(それぞれ83.0%、84.6%)が増えて8割を超え、「現在検討中」(10.6%、15.4%)を加えると9割以上が取り組んでいる。市区町村でも「既に実施中」(11.6~17.1%)が増え、「現在検討中」(11.2%)を加えると3割近くとなる。

図表23 環境NPO等の支援・育成の実施状況(全体+基本属性)



- 上記以外で各主体の自主的な取組を促進するための施策としては、全体的には決して多くはないものの、平成13年度からはある程度進展している。『学校と連携した環境教育』(実施中29.8 34.6%)は約5ポイント上昇した。『フリーマーケットの開催』(実施中26.8 26.0%)は横ばいながら比較的多い取組である。次いで、『環境家計簿の配布』(実施中16.0 17.3%)や『住民・環境団体・企業等の交流』(11.6 12.4%)が多い。なお、『エコツーリズムの推進』(3.4 3.5%)はそれほど進展していない。

図表24 各主体の自主的な取組を推進するための施策（全体）

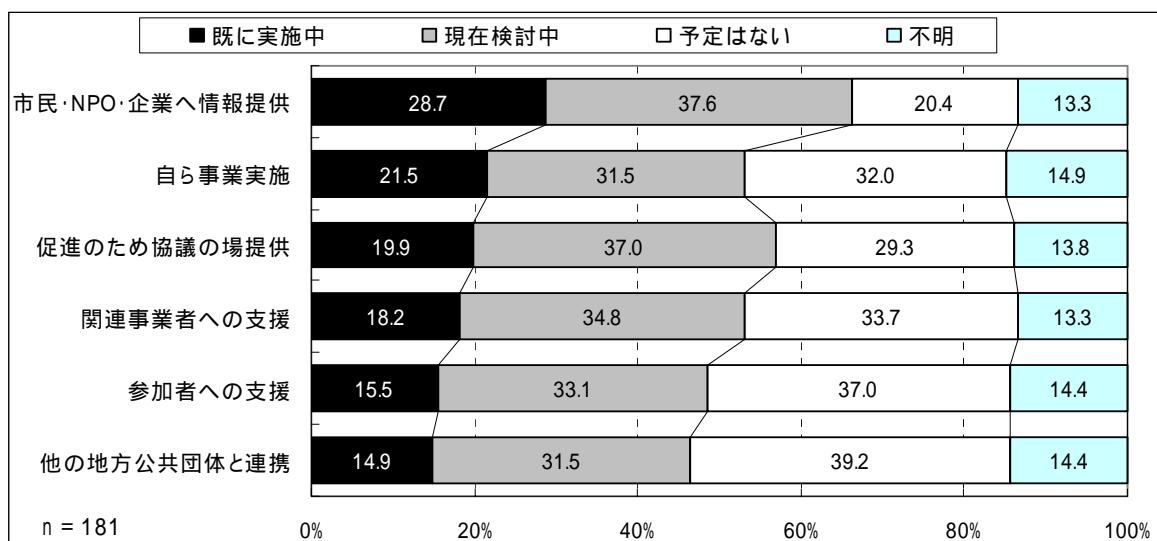


(既に実施中の比較)

	平成13年度	平成15年度	増減ポイント
学校と連携した環境教育	29.8%	34.6%	+4.8 ポイント
フリーマーケットの開催	26.8%	26.0%	-0.8 ポイント
環境家計簿の配布	16.0%	17.3%	+1.3 ポイント
住民・環境団体・企業等の交流	11.6%	12.4%	+0.8 ポイント
バイオマス関連の事業	---	5.8%	---
環境アドバイザー制度	5.6%	5.8%	+0.2 ポイント
エコツーリズムの推進	3.4%	3.5%	+0.1 ポイント
レッドデータブックの作成	3.3%	3.3%	±0.0 ポイント
環境研究機関中核の研究・技術開発	2.2%	2.3%	+0.1 ポイント

- ・ エコツーリズムを実施・検討している 181 団体におけるその推進施策としては、『市民・NPO・企業への情報提供』(28.7%) が約 3 割で最も多く、次いで『自ら事業実施』(21.5%)、『促進のための協議の場の提供』(21.5%) などがあるが、全体的には必ずしも多くはない。
- ・ しかしながら、エコツーリズムに関するいずれの施策項目も「現在検討中」が 3~4 割を占めしており、今後の展開が期待される。

図表 25 エコツーリズムを推進するための施策

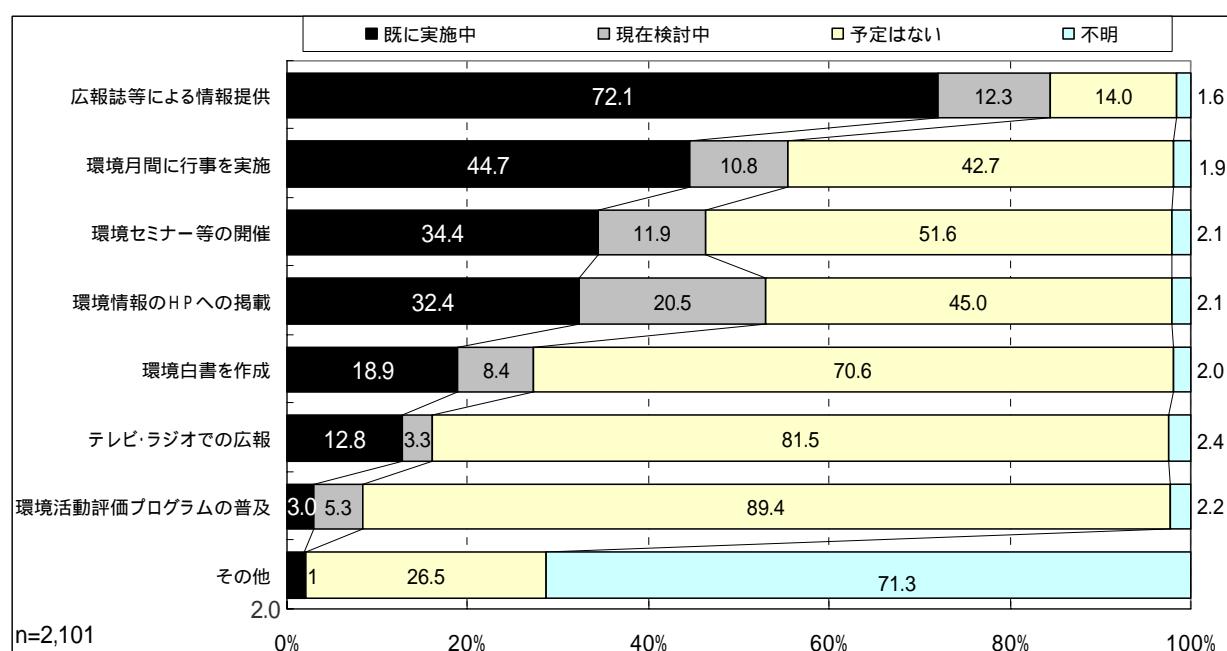


## 5. 情報提供・情報収集に関する取組について

### (1) 環境施策推進のため情報提供の方法

- 環境情報の提供方法・媒体は、全体では紙媒体の『広報誌やパンフレット』(実施中 66.5 72.1%)が最も多く、かつ増加している。次いで多いのが横ばいながら、『環境の日、環境月間』(同 47.0 44.7%)、『環境セミナー・展示会』(同 32.6 34.4%)のイベントである。
- 『ホームページ』(実施中 22.0 32.4%)については、IT化を反映して実施中が約 10 ポイント増加して 3 割を超えた。『環境白書』(同 18.5 18.9%)、『テレビ・ラジオ』(同 11.2 12.8%)、『環境活動評価プログラムの普及』(同 1.8 3.0%)は少ないものの、微増傾向にある。

図表 26 環境施策を実施するに当っての情報提供の方法（全体）



図表 27 環境施策を実施するに当っての情報提供方法の変化（全体：実施中）

情報提供の方法	平成 13 年度	平成 15 年度	増減ポイント
広報誌やパンフレット	66.5%	72.1%	+ 5.6
環境の日、環境月間	47.0%	44.7%	- 2.3
環境セミナー・展示会	32.6%	34.4%	+ 1.8
ホームページ	22.0%	32.4%	+10.4
環境白書	18.5%	18.9%	+ 0.4
テレビ・ラジオ	11.2%	12.8%	+ 1.6
環境活動評価プログラムの普及	1.8%	3.0%	+ 1.2

(注)網掛けは、各年度と増減ポイントのそれぞれ上位 3 項目を示す。

- 都道府県と政令指定都市での環境情報提供の方法は、紙媒体、イベント、電子媒体、電波媒体など多彩である。政令指定都市の『環境活動評価プログラムの普及』(69.2%)が増え、市区町村では『広報誌やパンフレット』(71.3%)や『環境の日、環境月間』(43.2%)が多い。

図表 28 環境施策を実施するに当っての具体的な情報提供の方法（基本属性別）

情報提供の方法	都道府県 n = 47		政令都市 n = 13		市区町村 n = 2,041	
	実施中	検討中	実施中	検討中	実施中	検討中
広報誌やパンフレット	97.9	0.0	100.0	0.0	71.3	12.7
環境の日、環境月間	95.7	2.1	100.0	0.0	43.2	11.0
環境セミナー・展示会	97.9	0.0	100.0	0.0	32.5	12.2
ホームページ	97.9	0.0	100.0	0.0	30.4	21.1
環境白書	97.9	0.0	100.0	0.0	16.6	8.7
テレビ・ラジオ	87.2	0.0	53.8	7.7	10.8	3.3
環境活動評価プログラム	44.7	27.7	69.2	15.4	1.7	4.8

(注) 網掛けは、実施率 50%以上を示す。

## (2) 環境施策推進のため情報提供の内容

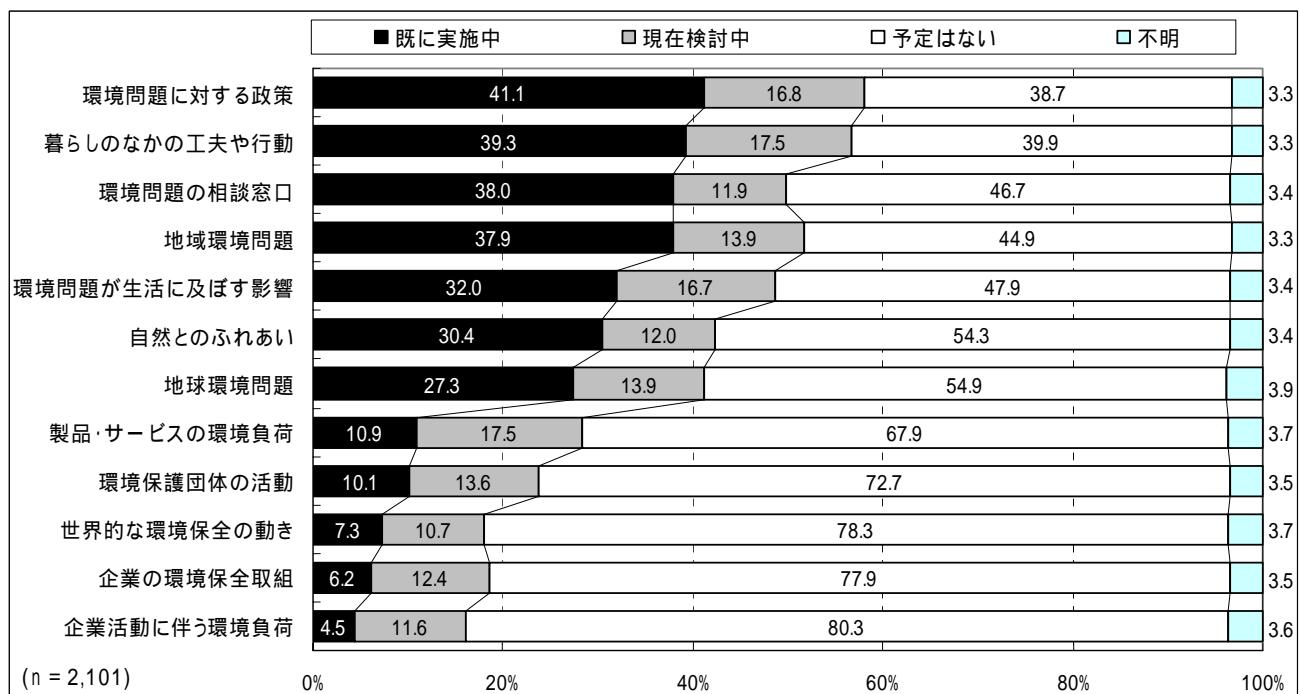
- 提供する環境情報の内容は行政施策情報が上位を占め、『環境問題に対する政策』(実施中 33.6 41.1%) や『環境問題の相談窓口』(同 37.0 38.0%) などがある。
- 次いで環境問題の現状・課題や環境問題と市民生活に関連する情報が多く、『暮らしの中の工夫や行動』(実施中 33.2 39.3%)、『地域環境問題』(同 32.3 37.9%)、『環境が生活に及ぼす影響』(同 27.0 32.0%)、『自然とのふれあい』(同 28.8 30.4%) などがある。企業関連情報は少ない。

図表 29 環境施策を実施するに当っての情報提供内容の変化（全体：実施中）

情報提供の内容	平成 13 年度	平成 15 年度	増減ポイント
環境問題に対する政策	33.6%	41.1%	+ 7.5
暮らしのなかの工夫や行動	33.2%	39.3%	+ 6.1
環境問題の相談窓口	37.0%	38.0%	+ 1.0
地域環境問題	32.3%	37.9%	+ 5.6
環境が生活に及ぼす影響	27.0%	32.0%	+ 5.0
自然とのふれあい	28.8%	30.4%	+ 1.6
地球環境問題	23.0%	27.3%	+ 4.3
製品・サービスの環境負荷	10.2%	10.9%	+ 0.7
環境保護団体の活動	8.3%	10.1%	+ 1.8
世界的な環境保全の動き	7.1%	7.3%	+ 0.2
企業の環境保全の取組	5.2%	6.2%	+ 1.0
企業活動に伴う環境負荷	4.6%	4.5%	- 0.1

(注)網掛けは、各年度と増減ポイントのそれぞれ上位 5 項目を示す。

図表 30 環境施策を実施するに当っての情報提供の内容（全体）



### (3) 環境施策の推進のための住民等の意見の取り入れ

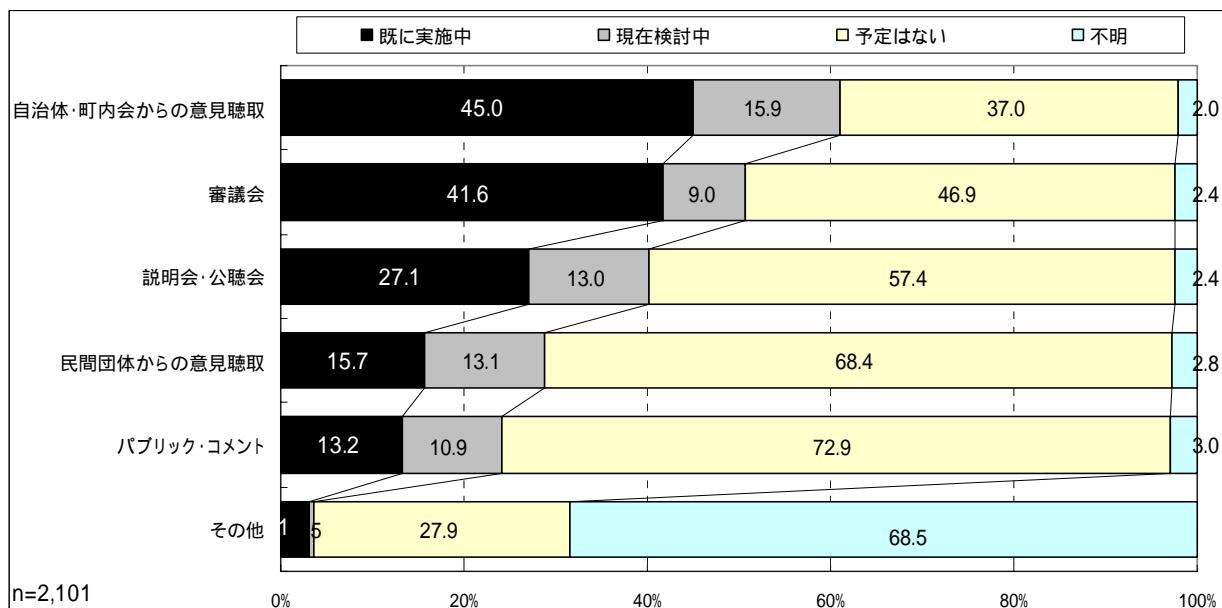
- 環境施策の推進のために住民などの意見をどのようにして取り入れているかについて、全体的に積極的に取り組まれており、いずれの方法も着実に増えている。なお、方法別の順位には変化がない。
- 多く採用されている方法は、『自治会・町内会からの意見聴取』(実施中 40.7 45.0%)と『審議会(委員の公募など)』(同 37.6 41.6%)であり、続いて『説明会・公聴会』(同 26.2 27.1%)である。『民間団体からの意見聴取』(15.7%)や『パブリックコメント』(13.2%)は少ないながらも、増えている。

図表 31 環境保全施策における住民等の意見の取り入れ方法の変化（全体：実施中）

住民等の意見取り入れ方法	平成 13 年度	平成 15 年度	増減ポイント
自治会・町内会からの意見聴取	40.7%	45.0%	+ 4.3
審議会(委員の公募など)	37.6%	41.6%	+ 4.0
説明会・公聴会	26.2%	27.1%	+ 0.9
民間団体からの意見聴取	13.4%	15.7%	+ 2.3
パブリックコメント	10.3%	13.2%	+ 2.9

(注)網掛けは、各年度と増減ポイントのそれぞれ上位 3 項目を示す。

図表 32 環境保全施策における住民等の意見の取り入れ方法（全体：実施中）



## 6. 國際的な取組について

### (1) 知見を活かした環境保全に関する国際的な協力

- 環境保全に関する知見を活かした国際協力の取組について、全体では実施している地方公共団体はわずかである。
- なお、国際協力の取組のほとんどは都道府県や政令指定都市による実施であるが、中でも『開発途上国からの研修員の受け入れ』は7割以上で行われている。

図表 33 環境保全に関する国際的協力の取組

(全体)

取組項目	実施中	検討中	予定はない
(1) 開発途上国への人材派遣や技術指導・協力	2.1% (44)	0.7% (15)	95.8%
(2) 開発途上国からの研修員の受け入れ	3.2% (67)	0.9% (18)	94.4%
(3) 環境保全に関する国際会議等の開催	1.8% (38)	0.7% (14)	96.0%
(4) 環境保全に関する国際会議等への参加	3.0% (63)	1.1% (24)	94.3%

(注)( )内の数字は団対実数を示す。 n = 2,101

記載していないが、平成13年度の数値とオーダーはほぼ同じである。ただし、「実施中」や「検討中」のサンプル数が少ないためポイント自体には多少の増減がある。

(基本属性別)

(%)

取組項目	都道府県 n = 47		政令都市 n = 13		市区町村 n = 2,041	
	実施中	検討中	実施中	検討中	実施中	検討中
(1) 開発途上国への人材派遣や技術指導・協力	51.1	2.1	53.8	15.4	0.6	0.6
(2) 開発途上国からの研修員の受け入れ	74.5	6.4	76.9	15.4	1.1	0.6
(3) 環境保全に関する国際会議等の開催	40.4	4.3	46.2	7.7	0.6	0.5
(4) 環境保全に関する国際会議等への参加	51.1	6.4	61.5	15.4	1.5	0.9

(注)網掛けは40%以上を示す。

## 7. 事業者・消費者としての取組について

### (1) 事業者・消費者として環境保全に資する率先実行行動

- 地方公共団体が事業者・消費者として自ら率先実行している環境保全行動は、大きく2つに分類できる。一つは実施率が60%以上で、19の取組項目の中で上位を占める“職員個人レベルのオフィスができる環境配慮行動”であり、『昼休みの消灯』(実施率90.8%)から『夏季の軽装』(同61.8%)までの8項目である。この傾向は平成13年度と基本的に変わらないが、実施率が4~11ポイントと大きく上昇した。
- 他方、下位11項目は実施率60%未満であるが、“組織として体制やシステム構築が必要な環境配慮行動”である。取組項目は『環境配慮型商品の発注』(実施率57.8%)から『庁舎のESCO事業導入』(同2.1%)まで幅広く、ポイント増加が著しく今後の進展が期待される。

図表34 事業者・消費者として環境保全の率先実行行動の変化（全体）

(職員個人レベルのオフィスができる環境配慮行動：実施率) (%)

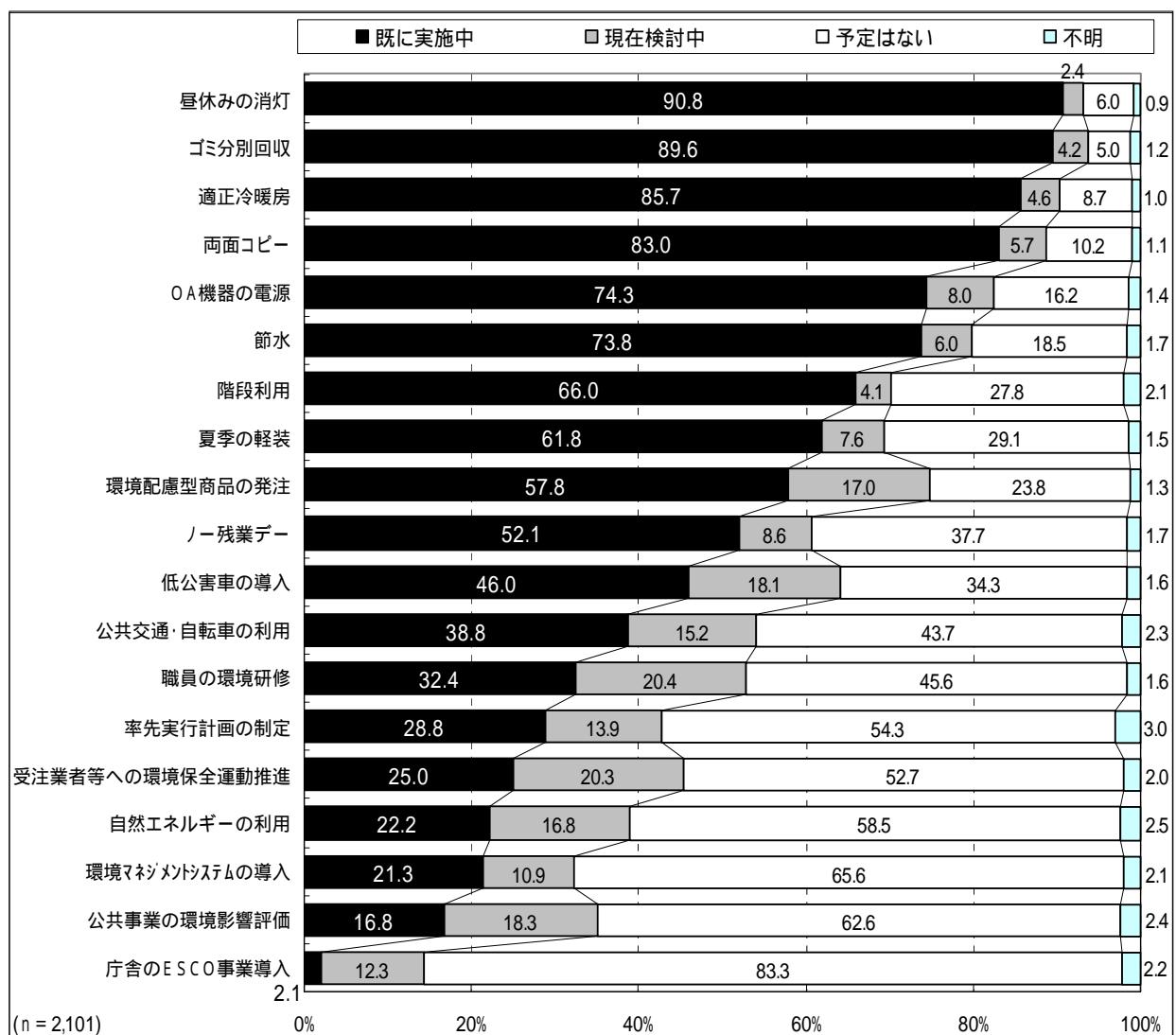
率先実行の取組項目	平成13年度	平成15年度	増減ポイント
(1)昼休みの消灯	86.8%	90.8%	+ 4.0
(2)ゴミの分別回収	84.5%	89.6%	+ 5.1
(3)適正冷暖房	80.4%	85.7%	+ 5.3
(4)両面コピー	75.3%	83.0%	+ 7.7
(5)OA機器の電源	64.7%	74.3%	+ 9.6
(6)節水	66.8%	73.4%	+ 6.6
(7)階段利用	61.1%	66.0%	+ 4.9
(8)夏季の軽装	51.1%	61.8%	+10.7

(組織として体制やシステム構築が必要な環境配慮行動：実施率) (%)

率先実行の取組項目	平成13年度	平成15年度	増減ポイント
(1)環境配慮型商品の発注	44.9%	57.8%	+12.9
(2)ノーギャラリー	49.0%	52.1%	+ 3.1
(3)低公害車の導入	34.5%	46.0%	+11.5
(4)公共交通・自転車の利用	32.3%	38.8%	+ 6.5
(5)職員の環境研修	26.0%	32.4%	+ 6.4
(6)率先実行計画の制定	22.6%	28.8%	+ 6.2
(7)入札・受注業者等への働きかけ	---	25.0%	---
(8)自然エネルギーの利用	15.1%	22.2%	+ 7.1
(9)環境マネジメントの導入	14.6%	21.3%	+ 6.7
(10)公共事業の環境影響評価	12.8%	16.8%	+ 4.0
(11)庁舎のESCO事業導入	1.7%	2.1%	+ 0.4

(注)網掛けは、各年度とも「実施率」が60%を超える項目、ならびに5ポイント以上の増加を示す。

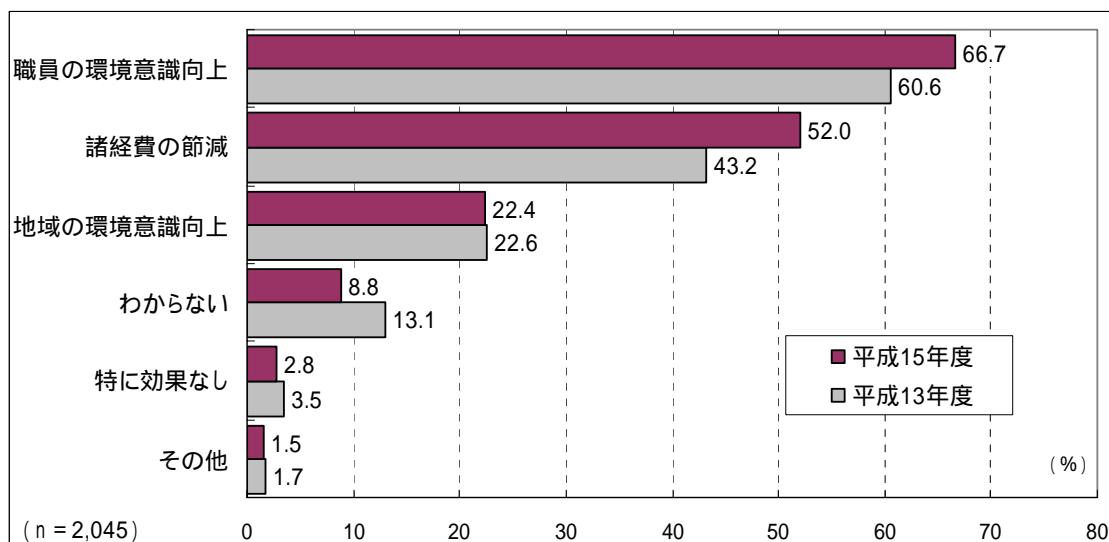
図表 35 事業者・消費者として環境保全の率先実行行動（全体）



## (2) 環境保全行動の率先実行による効果

- 環境保全行動の率先実行による効果は向上しており、最も高い効果は『職員の環境意識向上』(60.6 66.7%)であるが、前述のとおり“職員個人レベルのオフィスでできる環境配慮行動”が多くを占めていることと符合する。次いで『諸経費の節約』(43.2 52.0%)があげられているが、省エネや資源節約がコスト削減につながることを裏付けている。

図表 36 環境保全行動の率先実行による効果（全体）

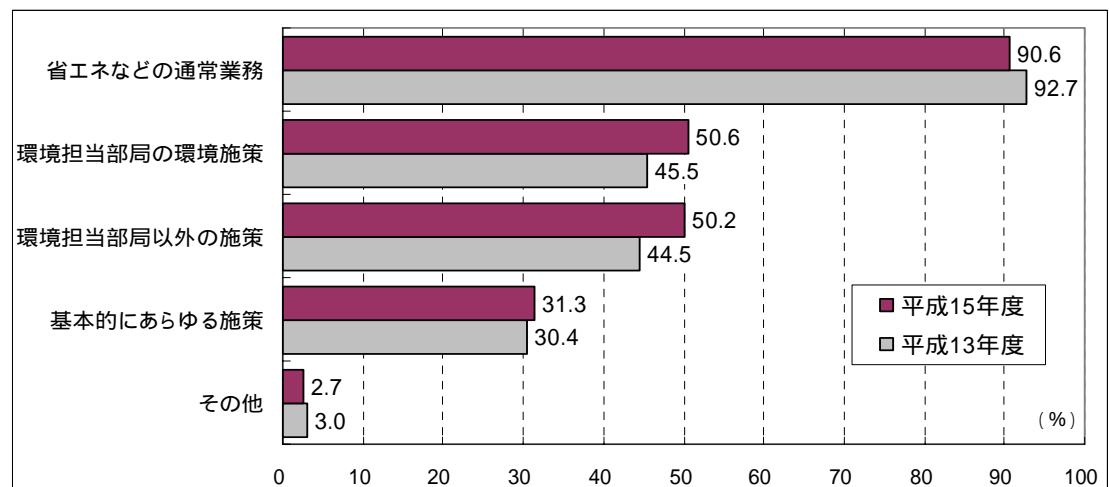


(注)前記の率先実行の取組項目を一つでも実施している2,045団体のみ。

## (3) 本庁舎の環境マネジメントシステムの対象活動

- 環境マネジメントシステムを本庁舎に導入した団体（平成13年度：398、平成15年度：520）におけるその対象活動は、『省エネ・グリーン購入などの通常業務』(90.6%)が最も多い。『環境担当部局の環境施策』(50.6%)と『環境担当部局以外の施策』(50.2%)は増えて5割強となったが、『基本的にあらゆる施策』(31.3%)はなお3割である。

図表 37 本庁舎の環境マネジメントシステムの対象範囲（全体）



(注)環境マネジメントシステムを導入している団体で、「本庁舎」がその対象範囲となっている場合。